

# 令和5年度 事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的として、「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」の3つの柱に加え、「組織・財政基盤の強化」を推進し、定款に定められた事業を推進していく。長期基本計画(未来構想)および財務計画の策定、財政基盤の確立を行う。また、スポーツ団体ガバナンスコード対応の検討に合わせ、関連する定款・規程等の総体的な見直しを図る。

## I. ソフトテニスの普及振興事業

### 1. 大会の開催および運営

- (1) 国内競技会を大会実施要項に基づき実施する。
- (2) 新型コロナウイルス感染防止対策としての「ソフトテニス大会再開に向けたガイドラインについて」に従い大会の実施可否を検討し、大会実施に向けて努力する。
- (3) 全日本選手権大会の開催地の固定化を実施に向け調整する。
- (4) 大会運営体制について費用対効果を考察するとともに、大会の規模や開催方法も同時に検討する。
- (5) STリーグ及び国民スポーツ大会(国民体育大会)のあり方を検討する。
- (6) 全日本小学生選手権大会の参加選手旅費補助について、関係委員会等で協議し見直しを図る。(企画委員会、競技委員会、財務委員会、生涯スポーツ委員会小学生部会等)

### 2. 地域大会の支援

地域等における競技会開催の支援として補助金を交付する。

### 3. 加盟団体への支援

- (1) 地域クラブ、ジュニアクラブ等へ育成および運営支援のための会員登録料還元を実施する。(会員登録料より、一般 20%、大学 20%、高校生 10%、高専 10%、中学生 20%、小学生 50%の率で助成する)
- (2) 各加盟団体事業を推進するための支援として補助金を交付する。
  - ・小学生大会への補助(47 都道府県×@30,000 円)
  - ・中学生大会への補助(47 都道府県×@30,000 円)
  - ・ソフトテニス愛好者増加対策事業への補助(47 都道府県×@100,000 円)
  - ・地域のソフトテニス振興と競技力向上への支援のため、ナショナルチーム選手を派遣する。各地区選出理事を中心とし実施を検討する。
- (3) 運動部活動の地域移行の推進

各加盟団体等が実施する運動部活動の地域移行を支援するため補助金を交付する。中学生を主な対象に、市町村連盟等が練習の場を提供することを目的とし、コート使用料等の関係経費を補助する。
- (4) 運動部活動の地域移行への具体的な取組

運動部活動地域移行推進委員会を中心に、関係する委員会(生涯スポーツ、指

導者育成、競技、企画等)と連携し、具体策を検討・実施する。また、各加盟団体で抱えている課題等を情報共有し、意見交換する機会を設ける。

#### 4. 広報活動の推進

- (1)天皇賜杯皇后賜杯全日本選手権大会のNHK放映、日本連盟のYouTubeチャンネルを活用した放映を推進する。あわせて地方局での放映も推進していく。
- (2)ホームページ、YouTubeチャンネル、Twitter、Instagramの他、新聞や雑誌等を活用した積極的な情報発信を推進する。
- (3)機関誌および会員報の有効的活用法を検討し推進する。機関誌のデジタル化への実現に検討推進を行う。

#### 5. 各種資格等の制度推進と認定

- (1)技術等級・審判員制度および指導等級制度、に基づいた資格認定を行う。
- (2)大会参加の資格要件として技術等級資格が定められていない大会においても、資格取得が望ましいとして要項記載を推進し、技術等級の有資格者の増加を図る。
- (3)(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度有資格者の増加を図る。

#### 6. 各種表彰、顕彰事業の実施

各種表彰を表彰基準により行う。表彰制度及び規程の見直しを行う。

#### 7. 用具・用品・施設の公認

愛好者・競技者が安全で快適にプレーができるよう、適切な用具・用品・施設の使用を推進する。

#### 8. 傷害補償制度の推進

会員登録者に対する、傷害補償制度について、検証を行い、制度の見直しを行う。

#### 9. 競技人口増加対策の検討

中学、高校、大学の登録者数の推移について分析し減少防止対策を検討する。

#### 10. 医科学研究事業の推進

ソフトテニスにおける全世代的な健康増進・安全管理・競技力向上を目指して、医科学分野の学術的な教育・研究活動を行う。

#### 11. アンチ・ドーピング活動の推進

健全なソフトテニス競技者育成のため、アンチ・ドーピング活動の教育・啓発活動を行う。

#### 12. 「テニスパーク棚倉」の活用

本連盟所有施設である「テニスパーク棚倉」について、大会開催、競技力向上事業、指導者育成など、ソフトテニスの普及振興に活用していく。地域の活性化に貢献できるよう、

地域振興に繋がる活動をしていく。

### 13. 全国会議・研修会の開催

ソフトテニスを取り巻く諸課題について情報交換、意見交換を行い、中長期的なソフトテニス振興策を検討、コンプライアンス研修などを目的として加盟団体の代表者による会議・研修会を行う。

## II. ソフトテニスの競技力向上事業

国際競技大会でNo.1となるために強化事業を推進する。あわせて、将来の日本を代表する選手の発掘育成のための競技者育成プログラムの推進、選手育成に不可欠な指導者育成に関する事業を実施する。

### 1. 競技力向上事業の推進

#### (1) 競技者育成プログラムの推進

- ・「Withコロナ」下における競技者育成プログラムの実施方法について検討する。
- ・競技者育成プログラムの検証及び改革について検討を行う。

#### (2) 強化合宿の実施

#### (3) 「テニスパーク棚倉」を競技力向上事業に活用

#### (4) 国際大会等、海外への選手等の派遣

#### (5) 強化スタッフの大会視察派遣

#### (6) アンチ・ドーピング教育の推進

#### (7) 情報収集および分析結果の活用

#### (8) 医科学研究の活用

#### (9) ナショナルチーム、全日本アンダーチームにコンプライアンス教育を行い、トップアスリートとしての人間力向上をサポートする

### 2. ソフトテニスの指導者育成

指導者の資質と指導力の向上を図り、指導者の活動促進と指導体制の確立を図る事を目的に次の事業を行う。

(1) 公認スポーツ指導者養成マニュアル改訂版を活用して積極的に指導者養成を行い、公認スポーツ指導者の拡大を図り、地域の普及活動を充実させる。

(2) スタートコーチ(教員免許状所持者含む)養成事業の促進について取り組む。

(3) 運動部活動の地域移行に伴うソフトテニスの普及と指導者活用について検討を行う。

(4) 開設した指導者マッチングサイト(仮称)を活用して、希望に沿える指導者を紹介出来るシステムの推進を図る。

(5) 指導教本の改訂に取り組む。

### 3. 全国的な指導者研修会の実施

- ・令和5年度は中学指導者の研修会とし、中学校の運動部活動の地域移行をテーマとして50名規模で開催する。

### Ⅲ. ソフトテニスの国際振興事業

- (1) ソフトテニスの海外での普及・推進のため、指導者の派遣、選手交流、国際連盟(ISTF)やアジア連盟(ASTF)と連携した関連事業を推進する。
- (2) 海外でのソフトテニス普及を進めるための用具用品等の支援を行う。
- (3) 国際親善事業を実施する加盟団体への補助や、海外で開催される大会に参加する選手に対する補助の実施。
- (4) 新設された「オリンピック参入部会」とも連携して、将来のオリンピック参入に向けての国際普及をどの様に進めていくべきかとの観点を踏まえて、上記の(1)(2)(3)について進めていく。

#### 〔各事業を推進するための組織と財政の強化、共通施策〕

各事業を推進するためには、組織と財政基盤の強化、組織の健全運営が必要となる。共通施策として、次の事業を実施する。

##### 1. 青少年の健全育成および環境への取組

###### (1) スポーツマンとしての倫理教育、青少年の健全育成の推進

スポーツ活動を通して自己責任及びフェアプレイの精神を身につけると共に、仲間との交流を通じて、コミュニケーション能力や他人に対する思いやりなど、豊かな人間性を育てる青少年の健全育成に取り組む。

###### (2) 環境への取組

環境宣言・フェアプレイ宣言の横断幕の大会時での掲示状況の確認および推進を行う。

###### (3) 指導者研修会や審判検定会および研修会においてマナーブック抜粋版を活用する。

###### (4) アスリートアントラージュ、プレーヤーズセンターの推進

###### (5) JOC など他団体の取り組みの調査

##### 2. 暴力根絶の徹底

###### (1) 「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に従い、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」の精神に則り、暴力の根絶の徹底を図る。

###### (2) スポーツ界から暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為を根絶するための啓発活動を行う。

###### (3) 暴力の根絶徹底のため、通報窓口と指導基本規程違反の処理機関として、各支部に設置した違反救済申立処理委員会、日本連盟に設置した違反救済審査委員会を通して相談を受け入れ、指導基本規程に従った対応を行うとともに、相談窓口の在り方を再検討する。

##### 3. 体制の強化

###### (1) ガバナンスコードに基づいた組織運営を確保するため関係委員会における課題解決の推進と、役員等の体制の整備を行う。

###### (2) 加盟団体の組織運営においてガバナンスおよびコンプライアンスの強化を図れるよう努める。

(3) 効率的な組織運営を目指し、委員会・部会組織の見直しを図る。

4. 会員登録制度の推進

運営基盤の確立と競技人口把握のため、制度の検証を行い、会員登録制度の見直しを行う。新システムへの理解を深めるため、加盟団体にヒアリング等を行い、前年度以上に現状を把握し更に改善に努める。

5. 財務計画の策定と財源確保

複数年での収支予測による財務計画を策定し、財政再建・スポンサー獲得部会と連携し財源確保を図る。

6. 中期基本計画(2022年度～2026年度)の推進、ならびに長期基本計画(未来構想)(2022年度～2041年度)に基づく事業の検討と推進

他の競技団体から得た情報を基に、ソフトテニスの知名度・魅力アップに向けた新たな事業を検討する。